

業 務 仕 様 書

1 件名

2025 年度サステナブルツーリズムの国際基準等取得に係るセミナー等開催事業委託業務

2 発注者

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日（金）まで

4 事業の目的

近年注目されるサステナブルツーリズムやアドベンチャートラベル（以下「サステナブルツーリズム等」という。）は、世界的な関心や意識が高まっているほか、インバウンド観光客や海外エージェントが今後の訪日旅行において重視し、大きな誘引要因となることから、サステナブルツーリズム等を取り入れた観光地づくりや観光コンテンツが今後のインバウンド誘客の重要事項となっている。

そこで、多くのインバウンド観光客の誘客に繋げるため、世界持続可能観光協議会（GSTC）による認証基準や日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）について、意識醸成や理解を深めるためのセミナー開催、ガイド等の人材育成を図るための研修開催、専門家を招請した視察・助言を実施することにより、地域に即したサステナブルツーリズム等の環境整備とサービスの提供を目指すものである。

5 業務の内容

（1）セミナーの開催

愛媛県内において、自治体や観光事業者、サステナブルツーリズム等の関連業務に従事する者を対象としたセミナーを開催し、持続可能な観光地づくりや認証基準等における理解を深める。

<留意事項>

- ・愛媛県内において、1地域で開催することを目安とし、地域の選定は協議会との協議により決定することとする。
- ・世界持続可能観光協議会（GSTC）による認証基準や日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）について理解を深めるほか、機運醸成や将来の GSTC 認定・JSTS-D ロゴマークの使用承諾に繋がる内容とする。
- ・サステナブルツーリズム等に対する造詣が深い講師によるセミナーとする。

（2）研修の開催

愛媛県内において、自治体や観光事業者、サステナブルツーリズム等の関連業務に従事する者を対象とした研修を開催し、持続可能な観光地づくりや環境に配慮した活動への知識を有するガイド等の人材育成を図る。

<留意事項>

- ・愛媛県内において、1地域以上で開催することを目安とし、地域の選定は協議会との協議により決定することとする。

- ・アウトドア活動において環境に配慮するための研修として、Leave No Trace インストラクターコースの研修を開催することとする。
- ・サステナブルツーリズム等に対する造詣が深い講師による研修とする。

(3) 専門家の招請

愛媛県内に専門家を招請し、サステナブルツーリズム等を目指す上での課題や改善策についての助言を行う

<留意事項>

- ・サステナブルツーリズム等に興味・意欲のある地域に専門家を招請し、地域の視察や関係者との意見交換を行うとともに、JSTS-D ロゴマークの使用承諾等を見据えた課題や助言をいただく。
- ・愛媛県内の3地域に招請することを目安とし、地域の選定は協議会との協議により決定することとするが、うち2地域は上記(1)のセミナーを一昨年度開催した久万高原町と内子町を基本とする。
- ・上記(1)(2)と併せて実施することも可とする。その場合、専門家は上記(1)(2)の講師を兼ねることも可とする。

(4) 継続的な支援

セミナー開催や専門家の招請時や事後において、地方公共団体等における観光計画等の策定における助言を行う

<留意事項>

- ・自治体や地域DMOを窓口とし、自治体や地域DMO、観光事業者等からの質問等に対して、回答・助言を行う。
- ・上記(1)～(3)を実施した地域や、過去に上記(1)のセミナーを開催した久万高原町、内子町、愛南町を対象に3回程度の対応を目安とする(オンラインによる対応も可)。

6 総括責任者

受託者は、本業務の実施にあたり、十分な経験を有する者を総括責任者として定めなければならない。

7 再委託の可否

- ・受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で協議会が必要と認めるときは、契約業務の一部を他者に再委託することができるものとする。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

8 守秘義務及び個人情報の取扱い

- ・本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- ・本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する

る適切な体制を確保すること。

9 著作権等の取扱い

- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属する。
- ・ 成果品に第三者が権利を有する著作物等が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行う。
- ・ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 提出書類等

受託者は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類・成果物等を提出しなければならない。

(1) 契約締結時に速やかに提出するもの

- ・ 事業計画書及び実施工程表 紙1部
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・ 実績報告書：紙1部（カラー）及び電子データ（電磁的記録媒体は任意）
- ・ その他協議会が業務の確認に必要と認める書類及び写真等

※電磁的記録媒体の購入費用は委託料に含める。

11 その他

- ・ 受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、愛媛県個人情報保護条例その他関係法令・条例等を順守しなければならない。
- ・ 契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。
- ・ 協議会は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、制作を進める過程において内容やスケジュールを委託者と十分に協議の上、作業を進めるものとし、作業の進捗状況について、随時、報告すること。また、複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・ 本業務遂行中に受託者が県若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに協議会にその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、協議会は一切の責任を負わないものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項については、その都度、委託者と受託者が協議して決定する。